

「著作権」は文芸、学術、美術、音楽で思想または感情を表現したものである

著作権とは何か？ なににでも著作権があるように思われるが、そうではないようだ。

まずは、著作権が発生する分野は、
文芸、学術、芸術、音楽

著作権が発生する条件は、
思想または感情の表現

この分野×条件で日々の新聞記事を見た時、一般の報道のほとんどは、事実を淡々と伝えているのみであるから、著作権は発生しないことになる。

一方、新聞記事においてコラムなどは自身の意見を表現しているので著作権が発生する可能性があると思われる。ただし、このコラムの内容が、文芸、学術、芸術、音楽のどれに属するかが不明な場合には、その文章に著作権があるかの判断は難しくなる。

引用したこの新聞記事は無理やりにテリトリーを決めるとすると「学術」になるだろうが、やはり少し無理なような気がする。

この新聞記事には著作権の発生はないと見たが、いかがであろうか？

日本経済新聞 2020.7.17夕

ホーム 法務 Q&A

料理が趣味で、有名店のシェフがウェブサイトに公開したレシピとおりに作って楽しんでます。できた料理の写真とレシピをSNS(交流サイト)で公開したところ、友人から「著作権を侵害しているのでは」と指摘されました。問題があるのでしょうか。



弁護士 志賀 剛一さん

は音楽の範囲に属するものとしています。レシピは料理を作るのに必要な材料、調理法、手順などの情報を指します。どのような食材をどのように調理するのかといった、いわゆるアイデアです。「創作的に表現されたもの」ではないため、レシピそのものは著作権法による保護の対象となる著作物にはなりません。

例えば有名店で修業中の料理人が秘伝の料理のレシピを習得したとしましょう。その料理人が独立してそのレシピで作った料理を客に提供した場合、契約違反や道義上の問題が発生することはありません。著作権法上の問題はありませぬ。

一方で、レシピそのものは著作物ではありませんが、レシピを表現した文章は著作物になります。NSに貼り付けていたら、作者の著作権を侵害していることとなります。もっとも牛肉のグラム「塩〇グラム」といったレシピの材料欄は誰が表現しても似通ってしまいます。「創作的表現」というのは難しいかもしれませんが、相談者ではあがった料理

理の写真をSNSで公開しているそうです。自分で作った料理を自身のカメラで撮影した写真なら、誰のレシピかは関係なく、相談者自身が著作権者です。SNSなどに掲載しても何ら問題はありませぬ。しかし、他人が撮影した写真は構図や見せ方、明るさなどに撮影者の創意工夫があります。そのため「思想または感情を創作的に表現したもの」として著作物にあたります。ウェブサイトでレシピとともに公開されている料理の写真をそのまま自分のSNSなどに転載すると、著作権侵害となります。

有名店レシピの料理、SNSに作り方の文章には著作権